

港区版 チームオレンジ活動の手引き



1 港区チームオレンジとは

(1) 港区チームオレンジとは

認知症のある人が住み慣れた地域(港区)で役割を持ちながら希望をもって自分らしく暮らし続けられることができるよう、認知症のある人やその介護者の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組みのことです。

認知症のある人やその介護者の方もメンバーとなり、認知症があってもなくても地域で共に生きる「共生」を目指し、それぞれが役割をもって活動します。

港区チームオレンジの3つの基本

認知症サポーターを含む2名以上でチームが組まれているもので、リーダー及びサブリーダーが認知症サポーターステップアップ講座の修了者であること。

認知症のある人の意向を活動に反映していること。

※認知症のある人が参加していないと、チームオレンジとして活動できない(活動として認められない)ということではありません。

認知症のある人及びその介護者の困りごとを継続して支援できること。



(2)港区チームオレンジの主な活動内容

ア 交流拠点の企画・運営

認知症のある人及びその介護者、地域住民、専門職等が気軽に集まることができる場の設定(認知症カフェ、サロン等)

イ 認知症の人や家族の思いの傾聴、サポートの実施

- ・ 認知症のある人やその介護者の話し相手、困りごとなどの手伝い
- ・ 認知症のある人の見守り・声かけ
- ・ 外出先への付き添い

ウ 相談

認知症のある人及びその介護者からの相談に応じた高齢者相談センター等の専門機関との連携

エ 学習

区の認知症に関する講座などを活用し、認知症の症状及び対応方法等に関する学習の機会創出

オ イベントなどへの参加

区又は高齢者相談センターが実施する認知症に関するイベント等への参加・協力

カ 情報交換、活動報告

チームオレンジの参加者及び関係者が定期的に実施する情報交換及び活動報告



(3) チームオレンジの立ち上げ

港区では区役所の高齢者支援課に「チームオレンジコーディネーター」を配置し、チームオレンジの立ち上げや運営・活動支援、チームメンバーとの調整等を行います。「活動したいけれど、まず何をしたらよいか…。」等の相談をお受けしています。

(4) チームメンバーになるには

認知症サポーターを対象とした認知症サポーターステップアップ講座を修了、又は受講予定で既存のチームへの加入を希望する場合は、各チームのメンバー又はチームオレンジ・コーディネーターにご相談ください。

(5) チームオレンジの活動場所・拠点

チームオレンジの活動場所・拠点は、運営する方々の実情に応じて設定してください。外出支援など活動によっては、活動場所を設定しないこともできます。

(6) チームオレンジの活動頻度・時間

チームオレンジの活動頻度や時間は、月1回以上を目安に、運営する方々の実情に応じて設定してください。

(7) チームオレンジの名称

チームオレンジ登録までに、名称を決定してください。

(8) チームリーダー、サブリーダーの選出

円滑な運営を行うため、リーダーとサブリーダーが必要です。リーダーはチームの代表としてメンバーの名簿の管理や、スケジュール調整等のとりまとめ、関係機関との連携をお願いします。また、きめ細かな支援や負担の分散のため、サブリーダーの選出をお願いします。



(9) 報告会への参加

年に1回、港区の他のチームオレンジとの情報交換及び活動報告会を開催します。ぜひご参加ください。

(10) 個人情報の取り扱いについて

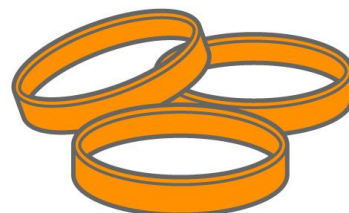
認知症のある人やその介護者、メンバーの個人情報を扱う際は、チームメンバー全員が安心して活動できるよう、個人情報保護法を遵守した対応をしてください。

【個人情報の取り扱いについて注意する点】

- ・ 知り得た個人情報は、他に漏らしてはなりません。チームメンバーを退いた後も同様とします。
- ・ 共有する情報を明確にしてください。
- ・ 情報を共有する関係者で守秘義務について確認し、徹底してください。
- ・ 個人情報が記載された書類等は他人の目に触れないよう、また紛失しないよう厳重に扱ってください。
- ・ 不要になった個人情報が記載されている書類等は、シュレッダーにかける等して確実に廃棄してください。

(11) ボランティア保険について

活動内容によっては、ボランティア保険(区負担)に加入することができます。詳細はチームオレンジコーディネーターにご相談ください。



2 チームオレンジの登録

港区では、区内のチームオレンジの活動状況を把握し、スムーズな支援を行うために、チームオレンジの登録制度を設けています。

登録の対象となるチームオレンジは、「港区チームオレンジの3つの基本」を満たし、月1回以上の活動が継続的に見込まれる団体です。

登録決定までの流れ

相談



登録を希望される場合はまず区にご相談ください。

交付申請



港区チームオレンジ登録申請書(第1号様式)を区に提出してください。

審査



申請から決定まで1ヵ月程度かかることがあります。
活動状況の確認のため、訪問させていただくことがあります。

交付決定



区から「港区チームオレンジ登録証」(第2号様式)を交付します。

活動報告

各年度の活動が終わり次第、「港区チームオレンジ実施報告書」(第7号様式)を提出してください。



- (1)登録内容に変更がある場合、登録を取消する場合
開催頻度の変更やリーダーの交代又は活動を終了する
などの場合、「港区チームオレンジ登録変更・取消届出書」
(第4号様式)の提出が必要です。
- (2)登録要件に当てはまらない場合
登録証交付にあたって、登録要件に当てはまらないと区
が判断した場合、「港区チームオレンジ登録証交付申請
却下通知書」を交付します。
- (3)登録されたチームオレンジが次のいずれかに該当する
ときは、区が登録を取り消すことがあります。
ア 登録要件に適合しなくなったとき。
イ 偽りその他不正の手段により登録の決定を受けたと
認められるとき。
ウ その他区長が不相当と認めたとき。

各種様式

次ページ以降に掲載しています。

申請窓口・お問い合わせ

港区保健福祉支援部高齢者支援課 高齢者相談支援係
〒105-8511 東京都港区芝公園1-5-25
☎03-3578-2413

令和8（2026年）年4月1日発行

